

事業用自動車事故調査報告書 概要

～大型トラックの衝突事故～

(愛知県岡崎市)

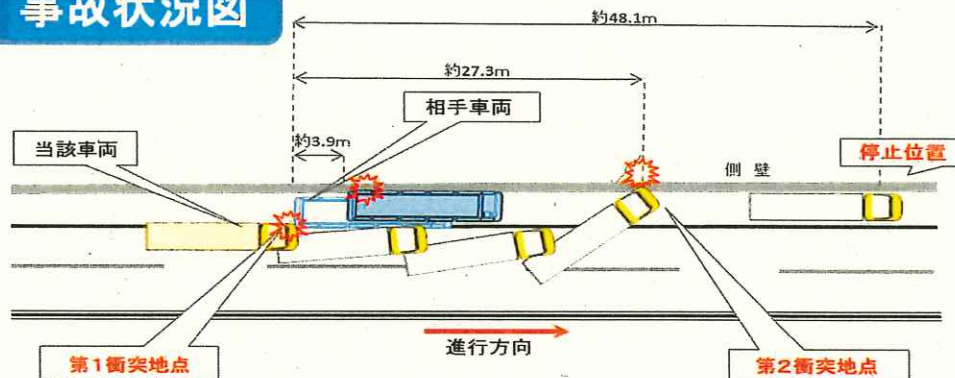
事故概要

平成28年10月2日2時05分頃、愛知県岡崎市の新東名高速道路上り線において、大型トラックが片側2車線の第1通行帯を走行中、進路前方の路側帯に故障のため駐車していた高速乗合バスに衝突した。

この事故により、車外に出ていた高速乗合バスの乗務員2名が側壁と同バスに挟まれ死亡した。また、同バスの車内にいた乗客のうち、1名が重傷を、3名が軽傷を負い、大型トラックの運転者が軽傷を負った。



事故状況図



原因

- 事故は、大型トラックの運転者が前方不注視のまま漫然運転をしたため、前方の路側帯に故障のため駐車していた高速乗合バスに気付くことなく、路側帯にはみ出し、同バスに衝突した。
- 当該運転者は**休日を返上して乗務**などの勤務状況から、**疲労が蓄積**していたと考えられ、運転中に注意力を欠き、漫然運転をすることにつながったものと考えられる。
- 当該事業者は、運転者の疲労について配慮を欠き、**法令を無視した運行管理**を行っていたことが事故の背景にあると考えられる。

再発防止策

- ★ 事業者は、運転者に輸送の安全を委ねていることを認識し、安全運行を確保するため、次に掲げる取組を徹底することが重要である。
- 運行管理者に対して、点呼などで運転者の**疲労状況や健康状態を慎重に確認**させ適正な運行管理を行わせること。
- 運行管理者に対して、始業点呼の際には、**運行する経路を具体的に記載した運行指示書**を、**その都度**運転者に**手渡す**など適正な運行管理を行わせること。
- 事業を行うのに**必要な員数の運転者を常時選任**し、欠員が生じた場合、他の運転者にしわ寄せが生じないような労務管理を行うこと。